

令和7年度

第3回

三鷹市健康福祉審議会 会議録（要旨）

| | |
|-----------------|--|
| 1 日 時 | 令和8年2月18日(水) 19:00~20:30 |
| 2 会 場 | 教育センター 3階 大研修室 |
| 3 出席委員 (18人) | <p>【会場参加】 宇井義典(会長)、和田敏明(副会長) 影山悦子、苗村深、有江典子、仲佐正生、嶋田正和、渡邊直幸、五島博樹、星野博忠、竹内美佐子、沖野由紀子、香川卓見、新津健朗、飯塚喜弘</p> <p>【オンライン参加】 神崎恒一、山本真実、田原なるみ</p> |
| 4 市出席者 (18人) | <p>小嶋義晃(健康福祉部長)、隠岐国博(健康福祉部調整担当部長兼高齢者支援課長)、木村祐介(地域福祉課長)、寫根毅晴(障がい者支援課長)、香川稚子(障がい者相談支援担当課長)、前田裕章(福祉Labo どんぐり山担当課長) 竹内康真(介護保険課長)、川口真生(生活福祉課長)、高橋逸平(福祉支援担当課長) 白戸謙一(健康推進課長)</p> <p>近藤さやか(子ども政策部長)、嶋末和代(子育て支援課長) 近藤、山口、池田、高砂(地域福祉課) 谷川(高齢者支援課) 高木(福祉Labo どんぐり山)</p> |
| 5 会議の公開 ・非公開 | 公開 |
| 6 傍聴人数 | 3人 |
| 7 会議次第 | <p>1 会長あいさつ</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 低所得者支援給付金の給付について</p> <p>(2) 物価高対応子育て応援手当について</p> <p>(3) 認知症とともに生きるまち三鷹条例(概要)について</p> <p>(4) 地域包括支援センターの愛称について</p> <p>(5) 三鷹市新興感染症等対策行動計画について</p> <p>(6) 最高裁判決に伴う保護費の追加給付事業について</p> <p>3 その他</p> |
| 8 資料 | <p>【配付資料】</p> <p>(1) 令和7年度第2回三鷹市健康福祉審議会 次第</p> <p>(2) 令和7年度第2回三鷹市健康福祉審議会 席次表</p> <p>(3) 【資料3】 認知症とともに生きるまち三鷹条例(概要)</p> <p>(4) 【資料4 差替】「全世代への周知に向けた」三鷹市地域包括支援センター名の追加について</p> <p>【事前送付資料】</p> <p>(1) 【資料1】 令和7年度三鷹市価格高騰重点支援給付金について</p> <p>(2) 【資料2-1】 物価高対応子育て応援手当支給事業について</p> <p>(3) 【資料2-2】 政府の物価高対応子育て応援手当のご案内</p> <p>(4) 【資料4】 「全世代への周知に向けた」三鷹市地域包括支援センターの名称の追加について</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(5) 【資料5】三鷹市新興感染症等対策行動計画の概要について</p> <p>(6) 【資料6】最高裁判決を踏まえた保護費の追加支給事業について</p> <p>(7) 令和7年度第2回三鷹市健康福祉審議会会議録（要旨）</p> |
|--|--|

[開 会 19時00分]

1 会長あいさつ

省略

2 報告事項

(1) 低所得者支援給付金の給付について

【調整担当部長】

(事前送付資料(1)に沿って報告)

(質疑応答) 質問なし

(2) 物価高対応子育て応援手当について

【子育て支援課長】

(事前配付資料(2-1、2-2)に沿って報告)

(質疑応答) 質問なし

(3) 認知症とともに生きるまち三鷹条例(概要)について

【調整担当部長】

(配付資料(3)に沿って報告)

(質疑応答)

【委員】理念については大変良いと感じています。そのうえで、三鷹市において認知症の方が施設入所を希望した場合の現在の受入れ可能な施設のキャパシティがどの程度あるのか、また今後10年程度を見据えてどのくらいまで増やしていく計画があるのかについて伺いたいです。

【調整担当部長】施設のキャパシティについては、実態調査なども踏まえながら、今後の計画の中で検討していく必要があると認識しています。現時点では具体的な数値は整理できておらず、正確な数字をお示しできる状況にはありません。

【委員】軽度の認知症の方と重度の認知症の方では、施設でどこまで対応するのかによって必要なキャパシティも大きく変わってくると思います。理念を掲

げること重要ですが、実際の運用に当たっては、対象者の状態に応じた受入れの考え方や必要なデータ、規模感についてどのように整理していくのかが気になっています。

【健康福祉部長】現時点で三鷹市民のうちどの程度の方が認知症であるかといった具体的な割合をお示しすることは難しい状況です。

今後は、認知症の方を地域でどのように支えていくのかという観点から、施設入所だけでなく、できる限り在宅で生活していただくための支援の在り方も含めて議論していく必要があると考えています。

こうした点を踏まえ、今回の条例提案を出発点として、来年度は高齢者計画等の策定の中で、認知症に関する基本計画をしっかりと作っていきたいと考えています。

【委員】基本施策(3)の『早期発見・早期診断に資する』という点についてです。障がいのある方の寿命が延びる中で、認知症となるケースも増えていますが、知的・精神障がいの場合は、認知症か加齢か障がい特性によるものか判別が難しい側面があります。

一方で、早期発見・早期対応によって機能低下の進行を緩やかにできるという実感もありますので、現場に資する医療体制の整備を、この施策の中でぜひ推進していただきたいと考えます。

【健康福祉部長】早期発見・早期診断には引き続きしっかり取り組む必要があると考えています。一方で、受け皿となる支援体制が十分でなければ、早期に発見された方がその後の対応に戸惑うことにもつながりかねないため、受入れ体制の整備とあわせて進めていく必要があると認識しています。

【委員】今回初めて条例を拝見し、理念としてしっかり整理された内容だという印象を受けました。これを基本理念として、今後の計画の中でより具体的な施策が形づくられていくものと理解しており、次の計画に期待したいと考えています。

また、認知症地域支援ネットワーク会議での議論も踏まえ、パブリックコメントがどの程度寄せられ、どのような意見を重視してどのように修正されたのかについても説明いただけると、市民の受け止め方を把握するうえで参考になると思います。

【調整担当部長】パブリックコメントにつきまして、現時点でご報告できる概要でございますが、10名の方から計22件のご意見を頂戴しております。

なお、認知症地域支援ネットワーク会議におきましては、詳細なご説明ではなく、概要のみご報告させていただいております。

いただいたご意見の主な内容といたしましては、まず、ご本人が主体的に関わることの重要性について、また委員からもご指摘がありましたとおり、早期発見・早期支援の仕組みをしっかりと検討してほしいという点が挙げられております。加えて、ご家族に対する精神的な支援も含め、支援体制の充実を求めるご意見をいただいております。

こうしたご意見を踏まえまして、今後につきましては、計画策定の過程においても、ご本人及びご家族のご意向を丁寧に汲み取ることをより一層重視してまいりたいと考えております。

現在も認知症地域支援ネットワークの皆様にご参加いただいておりますが、引き続き計画策定等の場にも積極的にご参画いただき、より具体性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

(4) 地域包括支援センターの愛称について

【調整担当部長】

(配付資料(4差替)に沿って報告)

(質疑応答)

【委員】「地域包括支援センター」という名称では、その役割や機能が少し分かりづらいという印象がありましたが、「高齢者なんでも相談センター」という愛称は以前よりも分かりやすくなっているとは感じています。

一方で、「高齢者」という表現については、やや気になる点もあるのではないかと感じております。

実際には、年齢にかかわらず支援や介護を必要とされる方もいらっしゃり、状態や背景もさまざまであると認識しております。そうした実態を踏まえまして、「高齢者」という言葉で一括りにすることが、必ずしも実情に即しているのかという点については、少し検討の余地があるのではないかと感じております。

例えば、「介護者」などといった対象の実態により即した愛称の在り方についても、今後ご検討いただくことが必要ではないかという印象を持っております。

【健康福祉部長】地域包括支援センターは、介護保険制度に基づき、高齢者のための相談機関として設置されているものです。若年性認知症の方など、高齢者を介護されているケースについても当然ご相談をお受けしています。

従来の名称については一定程度周知が進んでいるとの認識はあるものの、誰のためのどのような施設なのか分かりづらい面もあることから、今回「高齢者」と明示することで役割をより明確にする趣旨で愛称を付けたものです。

高齢者ご本人に限らず、高齢者に関することであれば幅広く相談を受け付けるという意味合いでの愛称となっております。

【委員】「高齢者」ではなくて「介護者なんでも相談センター」ではいけないのでしょうか。

【健康福祉部長】介護の必要性の有無にかかわらず、高齢者に関することであれば、住まいや経済面なども含め幅広く相談に応じています。したがって、相談対象は介護が必要な方に限るものではなく、その趣旨から「高齢者」という愛称としているものです。

【委員】「地域包括支援センター」という名称は、“地域を包括して何でも相談できる”と受け取られやすく、浸透してきている一方で誤解を招きやすい面があると認識しています。そのため、包括側からも様々な意見が出され、今回の愛称の使用については一定の理解が得られている状況です。なお、平成18年から19年にかけて「在宅介護支援センター」から「地域包括支援センター」へ名称が変更された際には、市民や職員の間で混乱も見られた経緯があることから、今回の愛称の使用に当たっては混乱が生じないように適切に対応していきたいと考えています。

【調整担当部長】ご指摘のとおり、混乱が生じないように周知にはしっかり努めていきたいと考えております。また、資料のとおり正式名称である「地域包括支援センター」は括弧書きで併記しつつ、あくまで愛称として運用する形としており、用語としての正式名称は残したまま分かりやすさの向上を図っていく考えです。今後も混乱のないよう丁寧な周知を進めてまいります。

(5) 三鷹市新興感染症等対策行動計画について

【健康推進課長】

(事前配付資料(5)に沿って報告)

(質疑応答)

【委員】「DXの推進」と記載されていますが、ここで想定しているDXとは、具体的にどのような施策や取組を指しているのか、内容についてお伺いしたいです。

【健康推進課長】現時点では、具体的にはコロナ禍における予約手続きの負担などの課題を踏まえ、予約等を含めた手続きが円滑に行えるよう、利用しやすいデジタルの仕組みの導入などを想定してDXの推進を位置付けているところで

【委員】スマートフォンでワクチン接種の履歴が確認できる仕組みはとても良いことだと思っています。一方で、SNSなどではワクチンに対して危険だとか誤りだといった発信も多く見られますし、そうした情報に影響を受ける方も一定数いらっしゃるのが現状だと思います。

実際には、新型コロナやインフルエンザでもワクチンが一定の効果を発揮してきた経緯がありますので、科学的に有効なものについては適切に推奨し、正しい情報を分かりやすく伝えていく姿勢も必要ではないかと感じています。市民の皆さんが当然理解しているだろうと考えるのではなく、そうした情報発信の在り方についても念頭に置いておくことが大切ではないかと思っています。

【健康推進課長】情報共有やリスクコミュニケーションの観点も含めまして、市の公式な広報媒体などを活用しながら、正しい情報を的確にお伝えしていく取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

【委員】新型コロナの際は市報を中心とした情報伝達となり、そのスケジュールに合わせて市民が動く形になっていた印象があります。今後は、より迅速に市の情報が市民に届くよう、三鷹市のLINE公式アカウントなども活用しながら、円滑な情報伝達と意思疎通が図れるよう広く周知していくことが重要ではないかと感じました。

【委員】認知症について、推計値は出ていると思いますが、三鷹市全体で年代別にどの程度の方がどのくらいの状態にあるのかという実態把握は、なかなか難しいのではないかと感じています。

一方で、医師会や歯科医師会では、乳幼児から高齢者まで幅広く健診体制が整いつつあります。受診率の課題はあるものの、検診を通じて一定のデータを蓄積できれば、認知症の状況把握にもつながるのではないかと思います。定期的な健診の中で早期発見とデータ収集ができれば、市として今後どの程度の施設や支援体制が必要かという目安にもなるのではないのでしょうか。

ただ、認知症の検査は非常にデリケートな問題で、ご家族に受診を勧めること自体が難しい場合もあります。その点への配慮は欠かせないと思います。

市民全体が認知症について早い段階から理解を深め、家族で共有できるようになれば、重症化する前の対応や支援の在り方も変わってくるのではないかと感じています。

高齢者健診の機会などを活用しながら、無理のない形で認知症チェックの仕組みを検討していただけるとありがたいと考えています。

【委員】新興感染症対策については、昨年 11 月に三鷹市、三鷹市医師会、そして杏林大学病院のご協力のもと、モデル地区として図上訓練を実施していただきました。

その内容を踏まえ、今回の計画にも反映していただけるものと理解しております。また、保健分野の項目において、昨年度から実施している保健所との人事交流についても記載いただいております。大変ありがたく思っております。

今後も健康推進課と連携しながら、私どもとしても意見を申し上げていければと考えております。

(6) 最高裁判決に伴う保護費の追加給付事業について

【生活福祉課長】

(事前配付資料(6)に沿って報告)

(質疑応答)

【委員】中国残留邦人等支援給付制度についてですが、具体的にどのような方々が対象となる制度なのか、ご説明いただけますでしょうか。

【生活福祉課長】中国残留邦人等支援給付制度は、戦後の混乱の中で中国に取り残され、その後帰国された方々のうち、日本の年金制度が十分に確立されていなかった時期に海外におられたため、年金を受け取ることができない方を対象に、年金の代替として給付を行う制度です。

なお、本制度は一定の資産があっても給付を受けられる点で生活保護とは異なりますが、給付水準については生活保護と同様の基準で算定されていることから、今回の追加給付の対象となるものです。

【会長】本日の議題は以上でございますが、第13期三鷹市健康福祉審議会委員の任期は令和8年5月31日までとなっております、今期の審議会は本日が実質最後となります。

残りの時間も限られておりますが、せっかくですので、各委員からご感想をいただければと思います。

(各委員より感想を述べていただく)

【事務局】委員の任期は令和8年5月31日までとなっております。第14期審議会につきましては、3月下旬頃から各団体の皆様へ新たな委員の推薦をお願いする予定です。ご推薦をいただいた後、新年度6月に委員の委嘱及び第1回会議を開催する予定です。

[閉 会 20 時 30 分]